

アルプス会 会則

第1章 総 則

第1条.本会は、信州大学医療技術短期大学部・信州大学医学部保健学科看護学専攻同窓会「アルプス会」（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は信州大学医学部保健学科同窓会の看護学専攻分科会として位置づけられる。

第3条 本会は、事務局を松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部保健学科看護学専攻内に置く。

第4条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校との連携を保ち、その発展に寄与することを目的とする。

第5条.本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員の親睦および研修に必要な事項
- 二 母校の発展に関する事項
- 三 会報の発行
- 四 その他必要と認められる事項

第2章 会 員

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

一 正会員

- イ 信州大学医療技術短期大学部看護学科の卒業生
- ロ 信州大学医学部保健学科看護学専攻（以下「本専攻」という）の在 student および卒業生
- ハ 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程（看護学分野）および後期課程（看護領域）（以下「本大学院」という）の在 student および修了生

二 特別会員

- イ 本専攻教員
- ロ 本専攻元教員
- ハ 信州大学医療技術短期大学部看護学科元教員
- ニ 前項以外の者で理事会の承認を得た者

第7条.会員が死亡または会員たる資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

第8条.会員が、本会の名誉を傷つけ、または本会の趣旨に反する行為をしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

第9条.正会員のうち信州大学医療技術短期大学部卒業生は会費として5,000円、信州大学医学部保健学科看護学専攻の在 student および卒業生、信州大学大学院医学系研究科博士前期課程（看護学分野）の在 student および修了生、後期課程（看護領域）の在 student および修了生は会費として2万円を納入するものとする。すでに会費を納入している本会の会員が3年次編入および大学院に進学した場合は、2万円の納入は免除される。ただし、退会または除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金は返還しないものとする。

第3章 役員等

第10条.本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 幹 事 若干名
- 四 会 計 1名

五 書記 1名

六 理事

イ 医療技術短期大学部および医学部保健学科看護学専攻卒業生；各回生2名

ロ 医学系研究科博士前期課程（看護学分野）および後期課程（看護領域）修了生；各回生1名

ハ 保健学科看護学専攻在学生；8名（各学年2名）

ニ 医学系研究科博士前期課程（看護学分野）在学生；1名

ホ 医学系研究科博士後期課程（看護領域）在学生；1名

七 会計監査 1名

八 会報編集委員 4名

第11条.役員は、次の職務を行う。

一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

三 幹事は事務局において本会の実務にあたる。

四 会計は本会の会計を司り、総会において会計報告を行う。

五 書記は庶務記録を司る。

六 理事は、会員の代表として本会の運営に当たる。

七 会計監査は会計監査を行う。

八 会報編集委員は会報の発行をおこなう。

第12条.役員は、次により選出又は委嘱する。

一 会長は、総会において正会員の中から選出する。

二 副会長は、会長が正会員の中から推薦し委嘱する。

三 幹事は、会長が委嘱する。

四 理事は、正会員の中から選出し委嘱する。

五 会計は、総会において正会員の中から選出し委嘱する。

六 会計監査は、総会において正会員の中から選出し委嘱する。

七 書記は正会員の中から選出し委嘱する。

八 会報編集委員は正会員の中から選出し委嘱する

第13条.役員任期は、2年とする。ただし、在学理事の任期は1年とする。再任は妨げない。

2.補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3.役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第4章 顧問

第14条.本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。

2.顧問は、重要事項について会長の相談に応ずる。

第5章 会議

第15条.総会は、原則として毎年1回開催し次の事項を審議決定する。

一 事業および決算報告

二 事業計画および予算

三 会則の制定および改廃

四 役員を選出

五 顧問の推挙

六 その他の必要事項

2.会長は、総会を召集し、理事会の議を経て前項に定める事項を提案する。

第16条.会長は必要と認めるとき、臨時総会を開催することができる。

第17条.総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第18条.総会は、日時、場所、付議すべき事項等を示して召集する。

第19条.総会に出席できない会員は、あらかじめ文書をもって意見を表示することができる。

第20条.総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第21条.総会は、議事録を作成しこれを保存する。

第22条.理事会は、会長、副会長、幹事、会計、書記、理事、会計監査によって組織する。

第23条.理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の5分の2以上の要求があったときに開催する。

第24条.理事会は、会長が召集し、議長となる。

第25条.理事会の議事は、出席者の過半数で決する。

第26条.理事会は必要に応じて委員会を置くことができる。

第27条.役員会は、会長、副会長、幹事、会計、書記によって組織する。

第28条.会長は役員会を招集し、必要事項について話し合うことができる。

第29条.会長は会報編集委員を招集し、編集会議を開催する。

第6章 会計

第30条.本会の経理は、会費および寄付金その他の収入をもって充てる。

第31条.本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成7年5月13日から施行する。

この会則は、平成18年7月29日から施行する。

この会則は、平成19年7月14日から施行する。

この会則は、平成21年7月11日から施行する。

この会則は、平成22年7月10日から施行する。

この会則は、令和元年7月6日から施行する。

細則

1 同窓会費

(1).信州大学医療技術短期大学部卒業生は終身会費として5,000円

(2).信州大学医学部保健学科看護学専攻在校生および卒業生は終身会費として2万円。保健学科在学中あるいは卒業後に保健学科同窓会に納入した保健学科同窓会費6万円より看護学専攻分科会費として2万円が納入される。

(3).信州大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程（看護学分野）の在學生および修了生、後期課程（看護領域）の在學生および修了生は終身会費として2万円。前期課程および後期課程に在学中あるいは修了後に保健学科同窓会に納入した保健学科同窓会費4万円より看護学専攻分科会費として2万円が納入される。すでに会費を納入している本会の会員は2万円の納入は免除される。

(4).信州大学医学部保健学科看護学専攻生が助産学を専攻した場合は、同窓会費2万円のうち1万円を桐の木会の会費として納入する。

- (5) .特別会員は会費の徴収をしない。
- 2 代表者名で金融機関に同窓会の口座を設け、会計が通帳・印鑑を管理する。
- 3 会計は、会計年度終了後に速やかに決算報告書を作成し、監査を受ける。
- 4 本細則の改正は、同窓会総会で行う。

附 則

この細則は、平成 18 年 7 月 29 日から施行する。

この細則は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。

この細則は、平成 21 年 7 月 11 日から施行する。

申し合わせ事項

- 1.理事会、役員会を開催した際には、役員に対して日当 2,000 円を支給する。
- 2.事務局の運営費として年 5 万円を支給する。
- 3.会則第 5 条四 に基づき、災害義援金等の社会貢献を行う。義援金等の寄付を行う基準は日本看護協会が呼びかけたものとし、役員会の審議を経て寄付を行うものとする。
- 4.正会員ならびに特別会員に関わる弔事の対応については役員会で検討し、香典あるいは弔電をもって 5,000 円を超えない範囲で対応する。
- 5.総会当日に各回生において同級会を開催する場合は、その支援費として、10 名以上の参加につき、2 万円を支給する。この申請については事前に事務局宛てに連絡する。なお、支給については同窓会当日の総会会場とし、同級会を開催したことを事務局に報告する。

この申し合わせは、平成 18 年 7 月 29 日から施行する。

この申し合わせは、平成 22 年 7 月 10 日から施行する。

この申し合わせは、平成 24 年 7 月 14 日から施行する。

この申し合わせは、令和 5 年 7 月 8 日から施行する。